再生手続開始申立書（小規模個人再生）

収入印紙

10,000円

東京地方裁判所民事第20部　御中

平成　　年　　月　　日

　（ふりがな）

　申立人氏名：

　 （ふりがな）　　　　　（ふりがな）

　 （□旧姓　　　　　　□通称名　　　　　　旧姓・通称で借入れした場合のみ）

　生年月日　：大・昭・平　　年　　月　　日生（　　歳）

　職　　業　：

　現住所：□別添住民票記載のとおり(〒　　　─　　　　）※郵便番号は必ず記入すること

□住民票と異なる場合：〒　　　─

　現居所（住所と別に居所がある場合）〒　　　─

□住民票上の住所が東京都外である場合：別紙「管轄についての意見書」のとおり

　申立人代理人（代理人が複数いる場合には主任代理人を明記すること）

　　事務所（送達場所）〒　　　─

　　電話　　（　　）　　　　　ファクシミリ　　（　　）

　　代理人氏名　　　　　　　　　　　　 印

申立ての趣旨

|  |  |
| --- | --- |
| 印紙　10,000円  郵券　 1,600円 | |
| 係  印 | 備  考 |

　申立人について，小規模個人再生による再生手続を開始する。

申立ての理由等

1 （申立要件及び手続開始要件）

　　申立人は，本申立書添付の債権者一覧表のとおりの債務を負担しているが，収入及び主要財産は別紙収入一覧及び主要財産一覧に記載のとおりであり，破産手続開始の原因となる事実の生じるおそれがある。

申立人は，将来においても継続的に又は反復して収入を得る見込みがあり，また，民事再生法25条各号に該当する事由はない。

2 （再生計画案作成についての意見）

　申立人は，各再生債権者に対する債務について，相当部分の免除を受けた上，法律の要件を満たす額の金銭を分割して支払う方針である。

　なお，現時点での計画弁済予定額は，月額　　　　　円であり，この弁済の準備及び手続費用支払の準備のため，申立て後1週間以内の日を第1回とし，以後毎月　　日までに個人再生委員の銀行口座に同額の金銭を入金する。

3 （他の再生手続に関する申述）

　申立人は，法律が定める他の再生手続開始を求めない。

4　関連申立ての有無　□関連当事者の破産事件　□関連当事者の再生事件　□申立人の過去の再生事件

事件番号等　　　地方裁判所　　　平成　　年（　　　）第　　　号

申立人名・続柄（　　　　　・　　　）